

令和6年1月26日

会 員 各 位

柏 商 工 会 議 所

## (A) 「令和6年能登半島地震」災害義援金募金へのご協力のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会議所の運営につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年1月1日の能登半島地震では、石川県能登地方を中心に甚大な被害がもたらされました。当所でも、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用していただくため、日本商工会議所を通じて義援金の寄付を行いたいと存じます。

ご賛同いただける場合には、誠に恐縮に存じますが、下記の通り、専用口座へのお振込みをいただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. 金 額 1口1万円とし、希望口数とします。

2. 振込先

銀行・支店名 : 千葉銀行 柏支店

口座名義 : 柏商工会議所 会頭 小田山 博史

(カシワショウコウカイギショ カイトウ オダヤマヒロシ)

口座番号 : 普通預金 4384770

※ご応諾いただいた場合の義援金につきましては、**2月22日(木)までに**下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は貴社のご負担にてお願いいたします。

2. 取扱期間 令和6年1月29日(月)～2月22日(木)

3. 本義援金寄贈先

日本商工会議所を通じて、被災商工会議所および商工会議所連合会に寄贈します。

**本義援金は、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。**

4. 税制上の取り扱い

寄付金税制上、本義援金は「一般寄付金」の取り扱いとなります。

① 個人が義援金を支出する場合の所得税の取り扱い

所得控除はありません。

② 法人が義援金を支出する場合の法人税の取り扱い

一般寄附金は、損金算入限度額までが損金算入となります。

※詳細については、顧問税理士等にご確認ください。

尚、当所からの領収証は発行されませんので、振込領収書ならびに本趣意書を、申告時まで大切に保管くださいますようお願い申し上げます。